

森林法施行令の一部を改正する政令の施行について

〔令和4年11月15日付け4林整治第1189号
林野庁長官から各都道府県知事宛て〕

森林法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第313号。以下「改正令」という。）は、令和4年9月22日に公布され、令和5年4月1日から施行される。これにより、令和5年4月1日から、太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為に係る土地の面積0.5ヘクタールを超えるものについて、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を要する行為とされたところである。

このことについて、関係通知によるほか、下記事項に留意の上、厳正な運用をお願いする。

また、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしくお願いしたい。

なお、この通知において、改正後の森林法施行令（昭和26年政令第276号）を単に「令」と略称する。

記

第1 新たに許可を要する開発行為の考え方について

これまで法に基づく開発行為の許可制では、地域森林計画の対象となっている民有林（法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林並びに第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）における

- ① 専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールを超えるものにあつては、道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員3メートル
- ② その他の行為にあつては、土地の面積の1ヘクタールを超える規模の開発行為について、都道府県知事の許可を要することとしてきたところである。

今般の改正により、太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為で、当該行為に係る森林の土地の面積が0.5ヘクタールを超えるものについても開発行為の許可制の対象とした。

このため、0.5ヘクタールを超え1ヘクタール以下の太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為については、令和5年4月1日以降、法第10条の2第1項の規定に基づき、新たに都道府県知事の許可を受けることが必要となる。

ただし、令和5年3月31日までに太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為に着手している者については、「開発行為をしようとする者」には該当しないため、同項に基づく許可を受けることは要しない。

なお、「太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為に着手」とは、測量・設計等の太陽光発電設備の設置に必要な準備行為を終え、土地の形質変更を実施していることを指すものである。

このため、例えば、法第10条の8の規定に基づく伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採届出書」という。）を提出しているだけで、土地の形質変更を実施していない者等は、「太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為に着手」とは解さないことから、改正令の施行後、改めて法第10条の2第1項の規定に基づく都道府県知事の許可を受けることを要することに留意すること。

第2 開発行為完了後の土地における開発行為について

太陽光発電設備の設置以外を目的としていることが明らかな開発行為（土石等の採掘など一時的な転用を目的とする開発行為を除く。）が完了し、地域森林計画の対象とする民有林から除かれた後の土地において、令和5年4月1日以降、0.5ヘクタールを超える太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為に着手する場合には、森林法の規制対象外であるため、令第2条の3第2号に規定する太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為に該当しない。

ただし、当初の開発行為の完了前に申請者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第9条第4項の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けているなど、実態として当初の開発行為の目的が太陽光発電設備の設置であると解される場合には、令第2条の3第2号に規定する太陽光発電設備の設置を目的とする開発行為として法第10条の2第1項に規定する都道府県知事の許可を受けることを要する。

第3 新たに許可を要する開発行為の把握について

1 伐採届出書に関する情報の共有について

令第2条の3第2号に規定する開発行為の着実な施行に当たっては、令和5年3月31日までに開発行為をしようとする者が開発行為に先立って市町村に対して、伐採届出書を提出することが想定されることから、都道府県林務部局は、市

町村から当該伐採届出書の情報を入手し開発行為を捕捉・把握することが望ましい。

2 伐採届出書を提出する者への周知について

事業者への制度周知を促すため、都道府県林務部局は、貴管下の市町村に対して、伐採しようとする者が市町村に伐採届出書を提出する際、当該伐採届出書に記載された転用後の目的が太陽光発電設備の設置で、その面積が0.5ヘクタールを超える場合には、当該者に対して、伐採届出書の「転用後の目的」に開発行為の着手日についても記載するよう依頼するとともに、令和5年4月1日以降に開発行為に着手しようとする者は法第10条の2第1項の規定に基づく都道府県知事の許可が必要になる旨を周知すること。

3 再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報の活用について

都道府県林務部局は、上記伐採届出書に記載された転用後の目的から、再エネ特措法第9条第4項の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報も活用するなどして、許可の対象となる開発行為の捕捉・把握に努めること。

4 開発行為の巡視活動について

都道府県林務部局は、伐採届出書や再生可能エネルギー発電事業計画の認定情報の情報を踏まえ、令第2条の3第2号に該当する開発行為が見込まれる地域においては、日常的な巡視活動の強化を図ること。

第4 その他

法第10条の2第1項第1号の規定により許可の対象外とされている地方公共団体が行う開発行為についても、令和5年4月1日以降、当該行為が令第2条の3第2号に相当する場合、都道府県林務部局は、当該開発行為をしようとする地方公共団体又は地方公共団体とみなされる団体に対して、あらかじめ都道府県知事と連絡調整をするよう周知すること。